

2017 年アスタナ国際博覧会日本館における愛・地球博理念継承発展事業
に係る展示企画及び同展示の制作等に係る事業の公募

一般財団法人地球産業文化研究所(以下「当財団」)は、「自然の叡智」をテーマに開催された 2005 年日本国際博覧会(以下「愛・地球博」)の基本理念を継承、発展させるために、これまで 2008 年サラゴサ万博、2010 年上海万博、2012 年麗水万博及び 2015 年ミラノ万博においてさまざまな事業を実施して参りました。

来る 2017 年(平成 29 年)6 月 10 日から 9 月 10 日までの 3 ヶ月間、アスタナ(カザフスタン)において、「Energy of the Future(未来のエネルギー)」のテーマでアスタナ国際博覧会(アスタナ万博)が開催され、日本出展においては経済産業省が主管となり、「Smart Mix with Technology ～オールジャパンの経験と挑戦～」のテーマのもと日本館が出展されます。

当財団は、同日本館の ZONEⅢにおいて、愛・地球博理念継承発展事業に係る出展協賛を行うことを考えています。

つきましては、下記のとおり、「2017 年アスタナ国際博覧会における愛・地球博理念継承発展事業に係る展示企画及び同展示の制作等に係る事業」(以下「本事業」)を公募しますので、お知らせいたします。

記

1. ご提案いただく事業の内容

(1) ご提案いただく展示企画は、次の要件を満たすものとします。

- ① 愛・地球博の基本理念を継承し発展させるための展示であって、且つアスタナ万博会期中の日本館 ZONEⅢ内で実施することが相応しい展示であること。
- ② アスタナ万博のテーマである「未来のエネルギー」を踏まえ、昨年 7 月に発表された同博日本館基本計画をも参考の上、我が国の出展テーマである「Smart Mix with Technology ～オールジャパンの経験と挑戦～」に資するものであること。
- ③ 愛・地球博の意義を十分に喚起させながら、来場者が楽しむことができるものであること。
- ④ アスタナ万博後に、できる限り再利用しやすい展示であること。

(2) 展示企画が採択された場合、直ちに展示物の設計に着手し、アスタナ万博開幕までに設計、制作、運搬、施工の完了が可能であり、且つ、開幕中の展示、保守が可能なるものであること。

(3) 原則として、実施予算が、展示の設計、制作、運搬、施工、展示、保守、撤去等の一切の業務を含めて概ね 7,000 万円以内(消費税及び地方消費税を含む)であること。

2. 提案者の要件

- (1) 愛・地球博、サラゴザ万博、上海万博、麗水万博及びミラノ万博又はその関連行事での実施実績ないし当財団が実施した理念継承事業での実績があり、当財団と協力しながら、本事業を円滑にできる者であること。
- (2) 愛・地球博等上記(1)の事業に携わり十分な経験を有する専門家を本事業に充当可能な者であること。
- (3) 当財団及び下記 5.(1)の関係する組織とすり合わせ、調整していくことができる者であること。
- (4) 工事の実施において、カザフスタン共和国の関係法令及びアスタナ万博の各種規程を遵守する体制を構築できる者であること。

3. 応募方法

(1) 提案書の記載内容

次の事項を A4 サイズの用紙に 20 枚程度に記載して「2017 年アスタナ国際博覧会日本館における愛・地球博理念継承発展事業に係る展示企画及び同展示の制作等に係る事業提案書」を作成して下さい。形式は任意です。

- ① 提案者の組織名および構成する組織名
- ② 提案者の代表者名
- ③ 担当者名、連絡先住所、電話番号及び e-mail アドレス
- ④ 事業名称
- ⑤ 事業の主眼
- ⑥ 事業の内容(できる限り具体的に記載してください。)
- ⑦ 事業予算案
- ⑧ 愛・地球博及びそれに続く万博又はその関連事業の実績

(2) 提案書の提出期限

平成 28 年 6 月 14 日(火)の消印まで有効

(3) 提案書の提出先及び公募に関する問い合わせ

〒103-0015

東京都中央区日本橋箱崎町 41 番 12 号 KDX 箱崎ビル 6 階

一般財団法人地球産業文化研究所(桑原、嶋田)

電話番号: 03-3663-2500

e-mail : astana2017@gispri.or.jp

4. 契約相手先の決定方法

- (1) 決定に当たっては、応募内容を公正、公平に審査し、総合的に評価した上で最も優れた応募者を契約交渉の相手とし、契約内容に合意すれば契約します。
なお、合意に達しなかった場合には、評価が次に優れた応募者と契約交渉します。
- (2) 契約者については、当財団のホームページで公表します。

5. その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)及びジェトロとの業務委託者等の関係者とすり合わせ、調整をしていただきます。
- (2) 応募書類は返却しません。
- (3) 応募書類の作成費用及び当財団に往訪する交通費は、自己負担となります。
- (4) 提案書の内容を精査の上、必要に応じてヒアリング等を行います。
- (5) 提案書の内容が採択された場合には、原則として、その著作権は当財団に帰属します。

以上